

第476回（定例）福崎町議会会議録

平成29年12月12日（火）

午前9時30分 開 会

1. 平成29年12月12日、第476回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

- 議長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、木村委員長。
- 木村総務文教
常任委員長 皆さんおはようございます。
総務文教常任委員会より、閉会中の委員会の報告をいたします。
総務課より、平成29年、台風21号について、資料により報告を受けました。
22日日曜日、15時から避難所を4カ所開設したところ、高岡小学校体育館に
1名が自主避難され、避難所は翌朝5時に閉鎖したとのことです。23日午後5
時現在で倒木による被害13件、空き家の倒壊による被害2件、その他屋根瓦飛
散や庭木の倒木等の被害があったとのことでもあります。
企画財政課より、ふるさと応援寄附金の申し込み状況について、資料により報
告を受けました。平成29年9月末現在、415件、1,357万3,902円
で、返礼品の変更もあることから、28年度より244件、931万5,724
円増とのことであるとの報告を受けました。
また、出納室より、平成29年度歳入歳出計算表、平成29年10月31日現
在について、資料により報告を受けました。資金不足が見込まれたため、財政調
整基金より6億円繰りかえ運用を実行していると報告を受けました。なお、運用
期間は10月5日から12月5日までの3カ月とのことでもあります。
税務課より、国民健康保険税納税相談実施状況について、報告を受けました。
相談日11月7日火曜日から13日月曜日、土曜日も含めて6日間行われました。
対象者222名中、相談者40名があったとのことです。
学校教育課からは、福崎町給食共同調理センター調理等業務委託審査結果につ
いて、資料により報告を受けました。平成30年4月1日から平成33年3月3
1日までの3年間を契約期間とし、コーベフーズ株式会社を優先交渉権者として
決定したとのことでもあります。
また、平成29年度通学路交通危険箇所改善要望について、資料により報告を
受けました。小中学校から改善要望が23カ所あったとのことでもあります。
最後に、学校教育課から、自然学校について、資料により報告を受けました。
今年度の自然学校に関する総括の会議を行い、次年度に向け事務を進めていると
のことでもあります。11月28日火曜日に田原、八千種小学校、11月29日に
福崎、高岡小学校の小学校4年生の保護者を対象に、南但馬自然学校の現地視察
が行われました。委員会も11月29日水曜日、南但馬自然学校と県立但馬やま
びこの郷の行政視察を行いました。
以上、総務文教常任委員会からの報告であります。
- 議長 次、民生まちづくり常任委員会、前川委員長。
前川民生まちづくり
常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会閉会中に行いました所管事務調査につ
いて、報告をさせていただきます。
委員会は、10月25日と11月28日の2回、開催いたしました。
調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおり

であります。特に補足すべき事項について、説明をさせていただきます。

まず、10月25日の委員会では、公害防止協定に基づく3件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定しました。

また、まちづくり課の報告の中で、工業団地協議会から福崎町宛てに、西部工業団地桧谷ふれあい公園を駐車場として賃借したいとの要望書が提出されたことを受け、委員会で現地を視察しました。

また、地域振興課から、もちむぎのやかた営業時間について、経費削減のため、町長の承認を得て、平成29年11月から土日祝日の営業時間を、現行の午後7時までから午後5時までに変更するとの報告がありました。

次に、11月28日の委員会では、福伸電機株式会社福崎工場法面利用についての協議、また、公害防止協定に基づく3件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定しました。

行政視察については、11月7日から11月8日に熊本県山鹿市と菊池環境保全事務組合を視察しました。平成32年度末にくれさかクリーンセンターの焼却炉が閉鎖されることを受け、神崎郡3町で新しいごみ処理場の計画が検討されています。委員会として、見識を深めることを目的に、実施したものです。

熊本県山鹿市は建設予定地の決定に公募方式を採用し、平成24年6月から平成24年12月に公募を実施し、平成26年5月に建設予定地を決定、その後、各種調査や実施設計を実施し、現在、建設工事に着手されています。産廃物処理施設の処理方式はストーカ方式を採用されています。公募方式による選定におけるさまざまな課題や対策についての説明を受けてまいりました。

菊池環境保全組合は、2市2町で構成される、ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場の設置並びに運営を共同設置する一部事務組合です。平成33年4月の供用開始に向け、最終処分場の建設工事に係る入札を実施していることから、建設予定地の決定、処理場建設までの詳細な経緯について説明を受けてまいりました。なお、新処理場の処理方式はストーカ方式を採用されています。

今後、福崎町においても、新処理場に向けた検討が進んでまいります。視察の成果を生かし、委員会として議論を深め、行政と協力しながらごみ処理場建設に関する各種課題の解決に尽力していきたいと考えております。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から、ご報告申し上げます。

常任委員長 10月11日、鳥取県大山町議会を視察いたしました。研修の概要といたしまして、大山町議会の議会だよりの編集の特徴として、住民目線で読みやすい内容にするということ、そして、簡潔な文章表現で、中学生でも理解ができる、高齢者にも読みやすい工夫、そうしたことで、行政の広報とはひと味違う情報を掲載するよう努力をされているということでありました。一般質問のレイアウトについては、個人の質問数によって、文字数の制限があるという中で、1人1ページもあれば、1ページに2人の掲載というページもあるということでありました。今後、当委員会においても、文字を大きくする、見出しをふやすなど、住民の皆さんに読んでいただきやすいような工夫ということで、ページ数の増の必要性が認められるというものでありました。他町の例からも、最近ではページ数の増が見られております。

続いて、第145号の編集について、10月4日、10月18日、10月23日、10月26日に委員会を開催いたしました。議会だより第144号の内容について、全体的に文字が詰まっていることから読みにくいという意見があり、さ

きの視察の内容も含め、議会だよりのレイアウトを今後変えていく必要があるのではないかということで、ページ数の増についても検討をしているところであります。表紙写真については、10月1日の役場庁舎のピンクライトアップの写真を採用するという事にいたしました。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、河嶋委員長。

河嶋議会 おはようございます。

運営委員長 議会運営委員会から、議会閉会中に行いました所管事務調査について、報告させていただきます。

委員会は、閉会中に9月29日、12月1日の2回開催しました。調査結果は配付しております委員会調査報告書のとおりですので、要点のみ説明させていただきます。

9月29日の委員会では、第475回9月定例会の反省と課題の検討について協議しました。また、議会議員政治倫理条例、議会へのパソコン、タブレット等の電子機器の持ち込み、議会関連行事について協議しました。

また、一般質問について、委員より「通告詳細に記載されていない内容が質問の中で関連する話が膨らんで、あれも聞きたい、これも聞きたいと思うことがあるが、通告にないということで、とめられることがあるが、どこまでなら聞いてよいのか、そのかげんがよくわからない」との意見がありました。当局からは「課長が簡単に答えられる内容であればよいのですが、町の施策、数値等、事前に調査、調整しておかないと回答できないものは、事前に通告をいただきたい」との答弁がありました。

また、議会議員の政治倫理条例の見直し、議場へのパソコン、タブレットの持ち込みについては、議会運営委員会として継続して審議することとしました。

次に、12月1日の委員会では、第476回12月定例会の運営について協議しました。会期は12月8日金曜日から12月22日金曜日までの15日間とすることを確認しました。また、議会運営委員会において継続審議となっている議場、委員会へのパソコン、タブレット等の電子機器の持ち込み、議会議員政治倫理条例の見直し、政務活動費の見直しについて、次回開催予定の全員協議会において、議員各位の意見を伺い、議会運営委員会として方向づけをすることとしました。

さらに、新たに委員会会議録の公開についての提起があり、委員会から「議会基本条例の趣旨からすれば、公開すべきと思う」等の意見があり、前向きに検討する方向で全員協議会において議員各位の意見を伺うこととしました。

以上、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係する議案、複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第67号及び議案第68号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第8号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償

の額を定め和解すること)について、質疑はありませんか。

1 1 番 損害賠償の和解ということですが、これはもう保険の適用額も確定しておるということですか。

総務課長 はい、確定しております。

1 1 番 この額は対物あるいは自車あるいは対人等々、それぞれどういうことになっておるのでしょうか。

総務課長 対物でこの額となっています。

1 1 番 保険は、これは全額ですか。

総務課長 はい、全額保険からおりになっています。

1 1 番 そうすると、役場の車等の修繕費は別途ですか。

総務課長 役場の車も保険入っておりますので、修繕分は全て保険でおりになっています。

8 番 損害賠償額は、決算書にはどのように記されるのでしょうか。

総務課長 この分につきましては、総務管理費の中の賠償費、ほかにもございますので、合わせた額が決算書に記載されるという形になるかと思えます。

1 3 番 この交通事故等の報告は専決処分やね、専決処分の報告とかはよく出るのですけども、安全管理者のこの徹底いうんですかね、役場の運転される皆さんへの指導、これは私もこういうことがあったら常に言うんですけども、何回かそういうのを行う予定とか、今まで行っているとか、その辺はどうなっているのでしょうか。

総務課長 この分につきましては、こちらのほうからも事故があるたびにこういう形で報告させていただいています。そういうこともございまして、ふだんからは、まず庁舎内は車を出納室で借りることになっていますので、借りるときに一声かけましたり、また定期的に免許証の確認なり、保険、任意保険に入っているかという加入状況も年2回しております。

また、来週の18、19に職員の交通安全の研修を、福崎警察から来ていただいて、職員全員の研修を予定いたしております。

また、ご存じのように交通安全週間なんかは、職員が全員立ち番を実施するというような形で、職員の交通安全に対する認識を深めていただくというような形をとっております。

1 3 番 前にも申しましたように、小さい事故が続くと、大きい事故へポンとつながってしまうので、その辺だけ、これからも指導のほうよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第66号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度福崎町一般会計補正予算(第2号))について、質疑はありませんか。

4 番 歳出の3、4ページの衆議院議員総選挙費のことで、8節の報償費のところでございますけれども、この協力者等謝礼となって記載されておりますけれども、この協力者とはどういう方を指しているのか、お願いいたします。

総務課長 ここでは協力者等謝礼で2万円計上させていただいております。ご存じのように、選挙になりますと、候補者がポスターを掲示させる場所を当然つくらなければなりません。町内で今全部で91カ所ございます。そのうち個人所有の土地をお借りする箇所が20カ所程度ございます。そこに、現在ではもち麦どら焼き、1,000円程度を購入して、お礼としてお渡ししております。このたびの実績は19カ所でございます。借りた人にお渡しするという形になるかと思えます。

- 4 番 その協力者というのは、大体人数は何人ぐらいですか。
- 総務課長 この分につきましては、個人所有の土地が19カ所でしたので、19人程度かと思います。
- 4 番 14節の使用料及び賃借料のところで、施設使用料1万円が上がっておりますけれども、この施設はどういう目的で使用されているのか、お願いいたします。
- 総務課長 公職選挙法で、選挙運動期間中は個人演説会を公営施設で実施する場合は同一施設につき1回は会場を無料で提供しなければならないという法文がございます。その関係で今回衆議院選挙の候補者が想定されますので、1万円計上させていただいております。ちなみに実績としまして、堀議さんが文化センターで利用をされております。
- 4 番 次、18節の備品購入費のところで、選挙事務用品備品購入費218万、これは自動分類機だと思うんですけども、その効果といいますか、その程、ちょっと説明をお願いいたします。
- 総務課長 この分につきましては、効果ですが、前回の衆議院議員選挙が平成26年度に実施いたしまして、この終了時間が零時8分に終了しております。今回は終了時間が11時33分で、35分程度早くなっております。やはり機械の精度も高くなりましたので、そういったところに効果が十分あらわれたものというふうに認識をいたしております。
- 議長 ほかに質疑はございませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 議長 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第67号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、質疑はございませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 議長 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第68号、教育委員会委員の任命について、質疑はございませんか。
- 8 番 今回もしこの方になるとすると何期目になるんですかね。
- 副町長 4期目となります。
- 8 番 この任期というのは何期目までしかできないとか、そういうふうなルールというのはあるのでしょうか。
- 副町長 ございません。
- 議長 長 ほかに質疑はございませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 議長 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第69号、中播農業共済事務組合規約の一部変更について、質疑はございませんか。
- 9 番 説明資料に農業保険法に変更するという事で、その2番に農業経営収入保険事業を追加するとあるんですが、この内容、事業の規模とかを教えてくださいと思います。
- 農林振興課長 収入保険といいますのは、今までの災害保険につきましては、お米、麦、その品種ごとについて保険に入っていたような関係だったんですけども、今度は、農業者の収入そのものについての保険という形になります。ですから、6次産業でつくったような加工品なんかも、その方の収入ということで保険の対象になってきます。まだ詳しい内容につきましては、来年の1月に説明会とかがございます。以上です。
- 9 番 そしたら、小規模で3反とか4反とかお米つくられてて、今までの保険も重複

するということですね。今までのもあるということ。

農林振興課長 今までの農業災害保険も使うことは可能なんですけれども、どちらを使うかにつきましては、農業者の判断になります。ただ、収入保険制度につきましては、青色申告が必要になってまいりますので、農業で収入をしっかりとられてる方対象になるということです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 0 番 このたび、農業保険法に変更されるわけですが、こうなりますと農業者の納税の申告方法が変わると思うんですね。それに対して、農業に従事されている方々が果たしてそれを実際にできるんでしょうか。それへの講習とか実施なんかについては計画されているんでしょうか。

農林振興課長 先ほども言いましたように青色申告が必要になるんですけれども、農業をされている法人が町内に6者ございます。そういったところにつきましては、税務署、税理士さんとかを雇って、青色申告をされておりますし、そのほか、認定農業者の方につきましても、それなりの申告をされております。普通の一般のサラリーマンの方につきましては、青色申告はちょっと無理なんじゃないかなというふうには考えております。

1 0 番 いろんな方法でもって、それぞれの方々が納税申告されるわけですが、初年度というのは、非常にいろんな問題が発生するのではないかなという感じがするわけなんです。その辺についての、やはりマニュアルとか、あるいは町サイドのほうからご指導するとか、そういうことが実施されないと、非常に納税関係について、いろんな問題が発生するのではないかなというふうに思いますので、その点はしっかりとしたそのご指導のほうをお願いしておきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第70号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

7 番 現在、女性の非常勤職員は何名おられるのか。また、現在、育児休業中の方は何名おられ、その方にもこの条例は適用されるのか、お伺いいたします。

総務課長 まず、非常勤職員ですが、現在で嘱託、臨時合わせまして91名ございます。そのうち臨時職員は1年の期間しかございませんので、嘱託職員61名がこの対象になるかと思えます。

それと、育休をとっている職員ですが、これは一般職、今6名がとっております。そのような状況でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 1 番 町の中では、主として私が聞くのは町民の方ですが、特に、春から夏にかけては、日も長いし、5時ということについての一定の疑問をよく聞きます。少なからずあるわけですが、経営安定のためということであるにしても、そのところで、例えば5時を6時に夏場だけでもした場合とか、そんなふうな試算というのはされておるんでしょうか。

地域振興課長 試算につきましては、細かい部分まではやっておりますが、実際5時から7

時までの利用客数につきましては8名程度ということで、経費の部分につきましても、1カ月当たりで時間外手当や水道光熱費など、1カ月で30万円を超える経費を使っているというような状況でございます。そういった中から、10名以上の団体で予約がある場合につきましては対応させていただくというような方法を取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

1 1 番 その8名というのは1カ月ということですか、1日ですか。

地域振興課長 1日8名程度ということでございます。

1 1 番 それも季節によると思うんですね。冬場の12月とか1月、2月のころと、日が長くなっての4月、5月から8月ぐらいまでとは随分違うと思うんですが、季節ごとのそういう変動というのはとっておられるんでしょうか。また季節ごとも経費も変わるとは思いますけど、冷暖房とかね。といいますのは、最初に言いましたように、少なからずこの5時ということに疑問を呈される町民もあるわけです。そのとき私がどう答えるかということも含めて、そういう試算もされておるのかなというふうに思っておるわけです。これは所管の委員会に多分係ると思えますが、今こうして本会議で提起しておけば、次の委員会にはそういう試算が出てくるのかなと思って、質問をしております。どうですか。

地域振興課長 もちむぎ食品センターのほうに問い合わせをしてみますが、どの程度金額的なものを把握できているのかというような経費面では、一定の試算が困難な部分もあろうかと思えます。ただ、人数につきましては、そういった状況を常時確認している職員等もありますので、その辺の部分については確認をさせていただいて、委員会のほうで報告をさせていただきたいというふうに考えております。

1 1 番 いずれにしても、国もあるいは地方も観光ということに非常に力を入れているわけですね。先日も、岩田健三郎さんも来られたというふうなこともあって、もう駐車場は超満員で、大変だったですね。そういうふうなことから、観光振興という面からも逆行をしないような、そんな取り組みが要るのかなというふうに思っておりますので、説得力のある答を用意していただければと思います。

町長 形質的にそういったような形で示せば、示したいとは思っております。岩田健三郎さんにつきましては、歴史民俗資料館における分野で版画教室といったような形で来られておりました。そういう関係を含めまして、土曜日、日曜日、もしくは平日でも、私その時間帯はできるだけ辻川界隈を歩くようにさせていただいておるところであります。基本的には、昼はもうたくさん来られるんですが、先ほど申し上げました17時前後になりますと、もう閑古鳥が鳴いておるといったような形はもう目の当たりに、自分で確認をとっておりますので、それら等につきましても、役員会等を含めた形の中での分野で決めさせていただいたところでもあります。今、担当課長が申し上げましたように、それぞれの項目の中で示したいところもあるわけではありますが、示せない部分もあります。人件費とかそういったようなもの、それから、客層につきましても、その単価等が1回ずつ違いますので、それら等を図ることはなかなか難しいというように私自身は感じております。そういう関連を含めまして、平均8人と、今担当課長は言いましたですけども、もうこの時期になりますと、そんな8人どころの話ではないというのも事実でありますので、その点を含んでよろしくお願ひしたいと思ひます。

1 0 番 人間の食生活を考えてみますと、やはり朝食を食べて、昼食を食べて、そしてまた夕食を食べるという時間帯ですね。この1番その夕食の時間帯をですね、5時に切り上げて営業を停止するという事は、これは人間生活においては、ちょっと逆行しているような感じがするわけなんですね。先ほども若干出ましたけど

も、観光行政に力を入れるということは、すなわち現在のもちむぎのやかただけでは、なかなかそこに食事に行こうかという気になれないと思うんですね。要するに、その観光努力、すなわちその周辺にいろんなものが設置してあれば、それを見に行きながら、そのついでに食事しましょうかという気持ちにもなりますので、やはりその辺は私はもう少しこう営業努力が足りないのではないかなという感じがするわけなんですね。せつかくあのようにカップの池ができたり、また天狗ができたり、いろんな形のものができております。それプラス、夜にも楽しめるそういう施設を若干備えれば、恐らく夜のお客さんもふえてくるのではないかなという感じがしますが、その辺の計画性はないのでしょうか。お答え願います。

町 長 今のところは持ち合わせておりません。夏の季節における分野につきましては、いろいろな形の中でイルミネーション等も含めて、そういったような観光も考えられるわけでありまして、こういったような寒い季節に、一定の狭い範疇でそういうイルミネーション等を与えたとしても、なかなかそれら等が感動を与えることはできない。やはり全体を広げたような形の中でといったような形が必要ではないのかというように思います。

という関係になりますと、背景はこう辻川山という形になるわけでありまして、辻川山はそういったような位置づけにはなっていないと、不易の中に入っておると、背景には柳田國男生家とか歴史民俗資料館、顕彰記念館等、そういったような不易の部分に値する部分、それ以外のカップやそういったような流行部分とあいまったような形の中で、すみ分けをしながら、そういったような観光ルートをつくりたいというように、私自身は思っております。

1 0 番 今の時期ですと、田舎に行ってもどこに行っても、大変なにぎわいを持っている、今はやりのルミナリエですか、非常に多くの方がそこに行かれて、それを見学しているというようなところをよく見ております。この近辺でも、山奥である生野町なんかの場合も、駅周辺が非常に今にぎわっております。先日も私夜行ったんですけども、非常に多くの方が来られておまして、そのときに、あの近辺には、その夜は飲食店がないわけなんですね。それで、参加した方々が言うのには、どこかこの辺に何か飲み屋か何かあったら、食事でもできるのになというふうな声を聞きまして、やはりそういうのがあったら、やはり自然と観光客が寄ってきまして、そしてそこでもってお金を使っただけということが発生するのではないかなというふうに思いますので、いろんなことが考えられますけども、どうか前向きに検討していただいて、やはりこう収益につながった、そういう経営方針をお願いしたいなというふうに思います。

町 長 生野町のみならず、神崎郡内でも、神河町の宮野でありますとか、そういったようなところ、イルミネーションで飾っておる、そういったような集落もあるのはもう事実であります。それら等でいろんな観光客を呼んでおりますけれども、私自身がそれら等を見に行くときには、今、議員が言われておるようなにぎわいがあるような形で、多くの方が本当に見に来ておるのかといえ、そうではない、閑散としたような中で、ゆっくりと見たいといったような形で観光客が来られておるというように思うわけです。それら等が辻川界限におけるにぎわいにつながるというふうな形には、今現在は思っておりません。

3 番 このたび、10月ですか、11月から既に短縮化をされていらっしゃるってお聞きをしております。それで、この2時間ですかね、短縮されたことによるその経済的なメリット、以外のメリットとしてはどのようなものがあるのか。例えば、働いていらっしゃる主に女性の方とか、いろいろいらっしゃるんですが、その労

働者としての声はどうだったのかとか、声が聞こえ、捉えられておりましたら、そういったものもお尋ねをしたいと思います。

地域振興課長 提案説明でも申し上げたわけですが、従業員の規定時間外の勤務を削減し、処遇改善を図るとともに、節減を、経費の節減を進めるというような形で対応しております。女性の方の時間外の労働というような部分を削減するような意味でも効果があるというふうに感じております。

3 番 そうしますと、マイナスの面とプラスの面と、いろいろあろうかと思うんですが、営業時間を縮小するということになりますと、その中でも消極的な縮小と、積極的な縮小もあろうかと思うんですが、比重はどちらのほうに置いていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

町長 当然、積極的に比重を置いておるところであります。それら等は当然28期における決算、それから29期における途中の四半期ごとに報告をさせていただいておりますけれども、そういったような形の中でも、また、計数的にあらわれてくるのではないかと考えております。

それと先ほど担当課長のほうからありましたように、職員が自由にある程度こう動けるといったような時間も持てるのではないかと考えております。この12月8日、9日、福崎町における、まるまるまるしえを開催させていただきました。思わぬ効果があったわけでありまして、その中で、もち麦の焼きめん等がたくさん売れたと、2日の計画量が1日で売れてしまったと、明るく日のもち麦のめんがそろわないといったような形の中でも、それら等は従業員の努力によって、明るく朝から対応できるような形になりました。私も電話口でその職員と話をしたわけでありまして、現実的に間に合うのか間に合わないのか、間に合わせるために今調整してますといったような話で、しっかりした形にはなっていないわけでありまして、やはり、時間的な余裕が1時間、2時間でもあれば、明るく日の朝に間に合うような形でそういう対応もしてもらえるとということもありました。

そういうメリットも生まれてきたのも事実でありまして、それがもう、常に続くのかといえ、そうではないかもわかりませんが、そういったような効果も、このたびは見受けられたということでもあります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第72号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第73号、福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 3 番 春日ふれあい会館で、この精麦機は1カ月大体どれぐらいの使用をみとられるのか、お尋ねをしたいと思います。

農林振興課長 精麦機は1年で大体160袋ぐらいを想定させていただいております。1カ月でいうと12で割って、13袋、30キロの原麦13袋ぐらいというふうな想定をさせていただいております。

1 3 番 精麦に持ってこられるところというのは、どういったところなのでしょう。営農組合とか、そういうのでしょうか。

農林振興課長 実際にもち麦を生産された生産者というふうに想定しております。

1 3 番 そうすると、そしたら、生産者ならば誰でも持ち込んで製麦できるのかと、それとも一つはそのもち麦だけじゃなしに、ほかの麦を製麦することができるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

農林振興課長 持ち込みは生産者誰でも持ち込んでいただいたらいいというふうに考えております。もち麦以外の普通の小麦とかになりますと、機械の中で残っていたものがまざったりとか、そういった関係もありますので、今のところ、もち麦だけというふうな想定をしております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 0 番 このたびの一部を改正する条例につきましては、この研修室の利用時間が、時間で貸した分のやつが、半日という形でもって変更される分なんです。それで、この金額を比較してみますと、今までは1時間当たり520円でお貸ししていたということで、これが午前中ですと、3時間、あるいは3時間30分という形になるかと思うんですけども、このたびは半日にしますと、要するに2,120円という金額になるわけなんです。これは、利用金額が上がるという計算になります。午前中は9時から零時30分という形になりますと、これは3時間30分なんです。これを今までの料金で計算しますと、1,820円ですか。ところが今回はこの9時、午前中と、半日とは午前9時から12時30分として、これが金額が2,120円という形になっていますので、これは実質値上げになるんじゃないでしょうか。その辺のご答弁をお願いいたします。

農林振興課長 実際、利用の状況を見ますと、1時間当たりで使用されている方というのはほとんどなかったというのが実情でして、今までも半日の2,120円の利用が多かったのもうこの際、その1時間の利用というのを削除させていただこうというふうに考えております。

1 0 番 いや、私が言ってるのは、1時間とかあるいは半日とかいう形でもって変更になったときに、その金額が若干半日のほうが上がってるわけなんです。これ計算したらわかると思いますけども。そうなりますと、利用の金額が半日としては値上げになっているという形になるかと思うんです。その辺はどうお考えですか。

農林振興課長 1時間をそのまま半日分で計算したら、確かに1時間分の料金のほうが安くなります。それは承知しております。このたび、全体的にこういった利用があるのかというようなことも加味しながら考えていくと、1時間の利用というのがほとんどなかったのもう、実際はもう半日の利用というのがほとんどだったので、半日、1日の利用がほとんどだったので、1時間の利用というのを削除させていただいたということなんですけども。

1 0 番 結構です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 冷暖房機を使用の場合は基本料金の5割増の額となっておりますけども、この冷暖房機、使ったか使っていないかは何かでわかるのでしょうか。

農林振興課長 春日ふれあい会館には管理人さんがいますので、使用してる、使用してないは、それで確認できます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第74号、福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

1 2 番 福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定についてであります。第10条で、自転車を保管したときはその旨を告示するというふうにあります。告示の具体的な

方法については、どのように予定されているのでしょうか。

まちづくり課長 役場の前にあります告示板によりまして告示をいたします。それと現地のほうにも掲示を、撤去しましたというお知らせをはりつける形になります。

- 1 2 番 現地というふうになりますと、駅のいわゆる通行を妨げるところに自転車が置かれたということによる撤去ということも考えられて、具体的にその場所というのは、実際自転車があった場所というふうにするのも難しい場合もあったりするかとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

まちづくり課長 自転車があちこちにあって回収した場合にはおっしゃるような全てのところに掲示することはできませんが、1番効果的なところを選びまして、数カ所に掲示をいたします。

- 1 2 番 人目につきやすい場所で、複数台あっても効果的な掲示を現地付近で行うというふうに理解をさせていただきます。

撤去費用について、別表でも示されておりますが、原動機付自転車3,000円、自転車2,000円と、放置自転車でありますから、バイクというふうなことになる、自動車という扱いになって、この条例の対象にはならないとは思いますが、そうしたことについては、また別途対策されるということなんでしょうか。その点と、撤去費用のそれぞれ3,000円、2,000円についての根拠というんでしょうか、先進地の例などから、こういうふうな設定となったのでしょうか、この2点について、お願いいたします。

まちづくり課長 道路交通法に50CC未満の原動機付自転車は自転車と定義をされておまして、それに基づきまして50CC未満につきましては、町のほうで撤去いたしますが、それ以上の自動二輪につきましては、この条例では対応できませんので、もしそういう自動二輪の放置がありました場合は、警察に通報して、駐車違反という形での指導をしていただきます。

それと、単価につきましては、市町ばらばらでございまして、安いところでは500円、高いところでは5,000円の手数料を取っているところがございまして、福崎町の近隣、類似の町の規模を参考にいたしまして、2,000円という単価を定めております。バイクについては3,000円にしております。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

- 1 0 番 このたびのこの条例につきましては、第5条では、鉄道事業者の責務というのがあるわけなんですね。それと同時に3条のほうでは、町長の責務というのがありまして、この条文を読んでいますと、あたかも鉄道事業者が、あるいはこの路線バスの事業者が、鉄道及び路線バスの利用にあたるためには、必要な自転車の駐車を確保していかなければいけないというようなことが書かれているわけなんですね。それに伴いまして、この町長の責務は、その中に、町長は地域の自転車利用の状況及び民間自転車駐車を状況を勘案し、自転車駐車の確保に努めるとともに、自転車の放置の防止に関する指導及び啓発に努めなければならないというようなことも書かれておまして、やはり、こういう駅を利用する方々は、私みたいに家が近かった歩いて行きますけども、大概が自転車を使ったり、自動車を使ったりしながら、鉄道に乗ってあちこちに出かけていくというふうな行動を起こすわけなんですね。そうなりますと、やはり現段階では、自転車を置く場所が民間でも減ってきていますし、なかなか自転車を利用できないというようなことになっているわけでございまして、どうしても空き地に置くというふうな現象が今出ておまして、非常に駅前においては、環境面にちょっとこう著しいものが出てきているわけでございます。

したがって、今後の計画として、この駅利用者のための駐輪場、これは駅

と町とが協議をしながら、建設していかなければいけない事業ではないかなというふうに考えますけども、その辺の計画性をお尋ねをするものでございます。

まちづくり課長 現在、駅周辺には民間の駐輪場が3軒ございます。その台数を調査いたしますと、全部で220台ぐらい収納可能でございます。また30台の余裕がございます。それと今現在1番放置されております旧の町の駐輪場の周辺の歩道上でございますが、常時10台から15台放置されておりますので、これを指導しましても、まだ民間で収容が可能と考えております。もしこの3軒の方の中で廃業される方がございましたら、そのときは公営または募集をいたしまして、民間の方に営業していただくということで、対応は必要と考えております。

1 0 番 必要と考えているということは、後々はやはりそういうふうな形でもって町と駅が協力しながら駐輪場を確保するようなその設備を建設するんだという計画でよろしいのでしょうか。

町 長 担当課長が申し上げたとおりでありまして、今現在における分野については余裕がまだ若干あるという形であります。これら等鉄道利用者がふえて、自転車等の関係等の駐輪が必要となるといったような状況になれば、民間との協力を仰ぎながら、それら等は話し合いを求めながらといったような形になろうかと思いません。

いずれにいたしましても、今の駐輪の状況が非常に悪いということもあり、これら等の条例を設けなければならなかったという形にもなっておるわけでありまして、住民のそれぞれの常識というのでしょうか、そういったような形の中での判断をお願いしたいというところであります。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

8 番 自転車の放置の禁止区域の案ですけども、今後この範囲というのは広がる可能性というのはあるんですかね。もし、広がる可能性があるとしたら、それはまた議会のほうで諮るということになるんですかね。

まちづくり課長 この今の案ですね、資料の4ページでございます。4ページでおつけしている案でございますが、これは逆に最大を求めておりまして、今後道路が整備されますと、道路の区域、あと駅前広場とか、交通広場という形で限定して指定する形になってまいります。放置の状況によりましては、必要に応じて広げる場合も当然でございます。

それと、この変更につきましては、条例の中で告示によって区域を定めるとしてありますので、その都度議会に諮るのではなくて、告示行為によりまして、区域の変更は可能でございます。

8 番 今回、面指定ということですが、その線の指定とあって、要するにその駅以外の部分でも禁止区域が広がる可能性というのはありますか。

まちづくり課長 ないとは言えません。例えば、湯口踏切から北へ県道が広がって、その歩道上に放置されるようなことが将来起こるとしましたら、その区域を含めるということも考えています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時55分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分



- 議 長 それでは、再開させていただきたいと思います。
- 次に、議案第75号、福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。
- 1 1 番 地方公営企業法の勉強をせずに質問をしますので、よろしくということですが、これを置くことができるではなしに、置きというふうに、もうなるわけですね。置かなければならないと。これで町長の権限と管理者の権限というのがどういふふうになっていくのか、町長部局から完全に独立するのかというふうなことまで含めてちょっとお聞かせをいただきたいと思うんですけど。
- 総務課 長 公営企業法では、本来置かなければならないんですが、特例で置かなくてもいいというような中の、その特例を使って現在は置いてません。管理者の業務を今町長が担っているというような状況です。その業務というのはどういうものかといいますと、これも公営企業法の9条で管理者の担当する業務が決まっております。例えば、職員の任免とか、給与関係、身分取り扱い、また予算原案、また予算に関する説明書を作成し、市町に送付するとか、決算関係、こういったもろもろのものが9条には記載がございます。
- どう変わるかということなんですが、業務的には現在と管理者を設置したからということで大きな変更はございません。今、町長が管理者の権限になっておられますが、それがもう管理者のほうへ行きますので、したがいまして、その決裁等で、管理者で対応できるものが多くなりますので、そういった事業や施策の分については、迅速な対応が今よりはできるのではないかなというふうに思っております。
- また、権限が全て管理者に移るということではなく、これも法律でございます。管理者は地方自治法上では独立の行政機関と、公営企業は独立の行政機関とはなっておりません。したがいまして、その基本的な性格はあくまで市町の補助機関となっておりますので、したがいまして、管理者の任免につきましても、町長が行いまして、副町長のように議会の同意は必要ございません。
- また、公営企業法の中にも、16条がありまして、住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関し、その福祉を確保する必要があるときについては、管理者に、町長が必要な指示をすることができるというような文言もございますので、決して管理者独自でいろんなことが何もかもできるというものではございません。
- 1 1 番 この管理者はもう一般職員ではなくなっていて、あくまで特別職ということですから、今、前におられてるような課長などでずっと回っていくという、そういうことはできないということですね。
- 総務課 長 基本的には特別職なので、職員のほうから町長が任命されますと、一般職ではなく、特別職になるということで、例えばここでは副町長のような扱いになるかというふうに思っています。
- 1 1 番 特別職ということになったら、職員ではなくなるわけですね。そういう例は、どういふんでしょうか、課長は課長で、順当に言えば水道の課長と下水道課長というふうになるんでしょうか。組織的にはこの上下水道課がこのことによってどんなふうに変っていくのかお聞かせいただきたいと思います。
- 総務課 長 基本的には特別職と常勤の職員は兼務ができないという、これも条文がございます。したがいまして、基本的には公営企業が管理者になりますと、課長は別で定めることが本来になるかと思えます。
- 1 1 番 そういふことで、今回のこの整備によって、管理者を置くことによって、上下

水道課の組織はどのようになるんですかというふうな、予定をされておりますかと聞いてるんです。

町 長 当然、今と同じく下水道部門、上水道、工業用水道部門、そういったような形の中で、それぞれにおける責任者の設置といったような形になるかと思えます。

1 1 番 課を増やすといえますか、そういうことにはならないということですか。

町 長 あくまでも今現在における分野につきましても、上下水道課というような形にしておりますので、それら等については課を増やすといったような形には、私自身は考えておりません。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第76号、平成29年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

1 1 番 高岡小学校のこのプールの件は、これはいつごろまでに設計を終えて、発注をいつごろやり、供用はいつごろと考えておられるのでしょうか。

学校教育課長 設計をこの年末から開始させていただいて、約1カ月半から2カ月かかると見込んでおります。債務負担行為をお願いしているところでございますが、今年度中に入札をさせていただいて、工事が大体2カ月程度かかると見込んでおりますので、6月のプール開きに間に合うようにという考え方を持っているところでございます。

1 1 番 予定どおり進んでいくように求めておきたいと思えます。

災害復旧の関係については、これはその着手はどのように予定をされておるのか、お聞かせいただきたいと思えます。公共土木あるいは農業災害含めて、答弁を求めます。

農林振興課長 農業の関係で国の補助金等をいただく分につきましては、本日査定をしております、査定後に速やかに発注というふうに考えております、国の補助金のない町単独で行う補助につきましては、この議会で補正がついた後にそれぞれ個人で工事を発注していただいて、やるというふうに考えております。

まちづくり課長 公共土木の関係の災害復旧につきましても、農林と同じでございます、本日の国の査定を受けておるところでございます。その査定で決定し次第、早急な対応として発注をいたします。

1 1 番 特に農業関係については、来年といえますか、来春の、農業の水の要る時期などに完成が間に合うのでしょうか。

農林振興課長 新町の大井堰の件。

1 1 番 全部や。

農林振興課長 全体ですか。個人で、町単でする分についてはそんなに大きな工事ではございませんので、間に合うと考えております。

それから、あとの大きな新町の大井堰とか、文治池につきましては、集落との調整も必要になってくるかもしれませんが、できるだけ作付には影響しないように考慮していきたいというふうに思っております。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

8 番 小学校の寄附金のことなんですが、50万円、山田医院からということで説明を聞いたんですが、これは今回限りの寄附金なんですか。毎年あるかないかとか、そういうこと。

教 育 長 山田医院には、まことにこうありがたいことに、ここ数年間例年のごとくこの金額で田原小学校の図書援助をいただいております。私の予想でございますけ

れど、恐らくこれからも継続して、してくださるのではないかという、そういう淡い期待を持っております。

8 番 先ほどおっしゃいましたけど、田原小学校のみでこの寄附金は使用されているという認識でよろしいですか。

教 育 長 そのように指定をされて寄附をいただいております。

8 番 毎回その寄附していただけるというのは、やっぱりその寄附した方に何かメリットがあるとかそういうことなんでしょうか。

教 育 長 これは個人的なお考えの方でございまして、校医をされております。ですからその校医に対する費用弁償、費用に対するお返しというんですか、それを子どもたちにこう役立ててほしいという、そういう形で寄附をいただいております。

8 番 ここ数年寄附いただいているということなんですが、昨年度のその決算書とか見ても、実際その寄附している額というのはその図書購入費とか、全部一緒くたになってるので、実際にその田原小学校のほうに、この寄附金50万円、前回でもそうですけど、別の寄附金が使われているという内訳のようなものというのは出してもらえるんですかね。知りたいんですけど。

教 育 長 田原小学校にはその金額で図書を買ってもらいまして、学校の図書館に山田文庫という一定のコーナーがございまして、そこに寄附していただいた図書を全て配置をしております。

8 番 それはすばらしいことですが、実際僕が知りたいのはその額がちゃんとその幾ら買って、何がってというのが、それが知りたいのですが。

教 育 長 金額なり蔵書の名前については、教育委員会のほうではきちっと把握はしております。

8 番 そういった、後でそのデータとして出してもらおうとか、見せてもらうということはできますか。

教 育 長 いつでも来ていただければ、証拠品を見ていただくと、こういう形になろうかと思えます。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

1 2 番 18ページの建物共済掛金50万円と、68ページの災害復旧工事費エルデホール100万円と、屋根の修理というふうに説明があったわけですがけれども、共済金というのはもう半額というふうに決まっているものなんでしょうか。この点と、100万円という内容について、足場も必要なのかなというふうには思ったりするんですけども、どの程度の災害なんでしょうか。

社会教育課長 自然災害に対する補償は半額というふうに聞いております。100万円が高いということですが、やはり足場を組まないといけない工事となりまして、このような金額となっております。

議 長 ほかに質疑はございせんか。

1 1 番 社会教育総務費とか図書館等では一般職員給が減って、嘱託給がふえております。これらは単なる異動によるその差ということではなしに、一般職を職員の配置を減らして、嘱託にかえたという、そういう意味でしょうか。

総 務 課 長 そういうことになっております。

1 1 番 ということになると、この社会教育総務費では、どんな職務を一般職から嘱託にかえられたのか、図書館では一般職が何名と嘱託の職員の比率がどうなったのか、体育館については、アルバイト事務が増えておりますが、これらが人数の変化がどんなふうになったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

総 務 課 長 まず、図書館費でございまして。図書館は、2名正規職員と嘱託が3名、プラスアルバイトでございまして、嘱託を1名追加いたしまして、一般職を1名減

にしております。

それから、体育館です。体育館は、1人正規職員がおりまして、嘱託職員が2名とあと管理人が1名というような体制であったんですが、それを一般職を減じまして、嘱託職を今年度、体育指導員も嘱託で募集しましたので、そこから嘱託職1名ふやしております。ただ、途中、1人嘱託職員がやめましたが、これは追加で募集したなかなか応募もございませんでして、その分につきましてはアルバイトで対応しておりますので、保健体育費は増えているかと思えます。

あとは、歴史民俗資料館、また記念館等でございますが、そこにつきましては、現在嘱託職員で募集をいたしまして、この分につきましては、特に内容は変わっておりませんが、1人社会教育課から震災関係で山元町のほうへ派遣をいたしております。その分、職員が1人減じておりますので、その分につきましては、これは臨時職員でその分を補填いたしております。

以上です。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第77号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第78号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第79号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第80号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第81号、平成29年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第82号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、請願第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める請願について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案及び請願に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決でございます。
この際、お諮りいたします。
議案第67号及び議案第68号については、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第67号及び議案第68号については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第67号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第67号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第67号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第68号、教育委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第68号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第68号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 委員会付託

議 長 日程第4は、委員会付託であります。
それでは、議案第66号、議案第69号から議案第82号までの議案及び請願第4号をそれぞれの委員会に付託いたします。
議案第66号は総務文教常任委員会に、議案第69号は民生まちづくり常任委員会に、議案第70号は総務文教常任委員会に、議案第71号から議案第74号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第75号から議案第76号は総務文教常任委員会に、議案第77号から議案第82号までは民生まちづくり常任委員会に、請願第4号は総務文教常任委員会に、以上のとおり付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は5件、民生まちづくり常任委員会は11件、以上16件をそれぞれの委員会に付託したいと思いますので、よろしく願いいたします。
以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時20分